

中間市第 4 次障害者基本計画
(令和 6～11 年度)

骨子案

令和5年 10 月

中 間 市

中間市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある方やそのご家族の皆さんの思いを大切に、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字をひらがな表記にしています。

表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおりの表記とします。

(例：自立支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害基礎年金、身体障害者能力開発センター、障害物の除去など)。

第1章 計画の策定について

1. 計画策定の背景

近年、わが国においては、少子高齢化や核家族化の進行、多様化・複雑化する社会情勢等による著しい変化に加え、障がいのある人の増加や障がいの重度化・重複化の傾向が顕著になっています。また、発達障がいや高次脳機能障がいなどが、新たな障がいとして広く認識され法律や制度に位置づけられるようになり、障がいの種類も複雑かつ広範に至っています。併せて、家族関係や地域社会が大きく変化しており、住民の価値観や生活様式が多様化する中で、障がいのある人の意識も変化しており、誰もが地域で自立した生活を送れるよう支援することが、これまで以上に重要となっています。

一方、令和3(2021)年度及び令和4(2022)年度には、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、障がいのある人の社会活動や地域生活に制限が生じ、障がい者施策や障害福祉サービスにおいても利用控えなどの動きが生じていました。しかし、令和5(2023)年度に入り行動制限が緩和されたことにより、障がいのある人の生活は新型コロナウイルス感染症の発生前の水準に戻りつつあります。また、SDGsやユニバーサルデザインに関わる概念が、社会に浸透してきており、障がいの有無にかかわらず、社会においてその人らしい自立と参加を目指すことができるよう、社会においては包括的で必要とされる支援を提供できる施策が求められるようになってきています。

障がい者関連の法整備等のこれまでの動きをみると、平成23(2011)年に障がいのある人に関する法律や制度について基本的な考えを示した「障害者基本法」が改正され、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現が新たな理念となりました。また、「障害者虐待防止法」「障害者総合支援法」の施行、「障害者雇用促進法」の改正等の法整備が進められ、平成26(2014)年には「障害者の権利に関する条約」が批准されました。平成28(2016)年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されています。国では、これらの法整備等の動きに呼応して令和5(2023)年には「障害者基本計画(第5次)」を策定し、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策に取り組んでいます。平成30(2018)年には「障害者文化芸術推進法」、令和元(2019)年には「読書バリアフリー法」、令和3(2021)年には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、令和4(2022)年には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、これらの法律の規定や趣旨を踏まえた施策が進められています。

このような中、中間市(以下、本市)では、障がいの有無に関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会を目指し、障がい者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成28(2016)年度に「中間市第3次障害者基本計画」を策定しました。また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、平成29年度に「中間市第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」、令和2年度に「中間市第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定し、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきましたが、いずれの計画も令和5年度末をもって満了となることから、関係法令、国や県の計画、指針に沿って計画を見直すこととします。

【障害者自立支援法施行以降の国内法整備等の動き】

- 「障害者自立支援法」施行(平成18年4月)
 - ・ 身体・知的・精神の3障害のサービスを一元化
 - ・ 応益負担
 - ・ 支援の必要度に関する客観的な尺度(障害程度区分)の導入
- 「障害者自立支援法」の一部改正(平成22年12月)
 - ・ 障がい者の範囲の見直し(発達障がいのある人が障害者自立支援法の対象に)
 - ・ 利用者負担、支給決定プログラムの見直し
 - ・ グループホームの利用助成 等
- 「障害者虐待防止法」の制定(平成23年6月成立、平成24年10月施行)
 - ・ 障がいのある人への虐待を発見した場合の通報の義務化
 - ・ 市町村虐待防止センターの設置、立ち入り調査権等の規定 等
- 「障害者基本法」の一部改正(平成23年7月成立、8月施行※一部を除く)
 - ・ 目的規定や障がい者の定義の見直し
 - ・ 社会的な障壁を取り除くための配慮を行政等に求める 等
- 「障害者優先調達推進法」の制定(平成24年6月成立、平成25年4月施行)
 - ・ 障がい者就労施設等の受注機会の拡大措置を行政等に努力義務化 等
- 「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改正
(平成24年6月成立、平成25年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障害者基本法の一部改正の理念を踏まえた目的規定の改正
 - ・ 障がい者の範囲の見直し(難病が障がい者の範囲に加えられる) 等
- 「障害者差別解消法」の制定(平成25年6月成立、平成28年4月施行)
 - ・ 障がいのある人の差別解消に向けた差別的な取扱いの禁止
 - ・ 合理的配慮の不提供の禁止 等
- 「精神保健福祉法」の一部改正(平成25年6月成立、平成26年4月施行)
 - ・ 保護者制度の廃止、医療保護入院要件の見直し 等
- 「難病法」の制定(平成26年5月成立、平成27年1月施行)
 - ・ 難病に関わる新たな公平かつ安定的な医療費助成の制度の確立
 - ・ 難病の医療に関する調査及び研究の推進
 - ・ 療養生活環境整備事業の実施
- 「障害者雇用促進法」の一部改正(平成26年5月成立、平成28年4月施行)
 - ・ 障がいのある人に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務、苦情処理・紛争解決援助
 - ・ 法定雇用率の算定基礎の見直し(精神障がい者が算定基礎に加わる) 等
- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の一部改正
(平成28年5月成立、平成30年4月施行※一部を除く)
 - ・ 障がいのある人の望む地域生活の支援

- ・ 障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応
- ・ サービスの質の確保・向上に向けた環境整備 等
- 「**成年後見制度利用促進法**」の制定(平成28年4月成立、5月施行)
- ・ 成年後見制度の理念の尊重（ノーマライゼーション、自己決定権の尊重等）
- ・ 地域の需要に対応した成年後見制度利用の促進
- ・ 成年後見制度の利用に関する体制の整備 等
- 「**発達障害者支援法**」の一部改正(平成28年5月成立、8月施行)
- ・ 発達障がいのある人に対する障害の定義と発達障がいへの理解の促進
- ・ 発達障がいのある人の生活全般にわたる支援の促進
- ・ 発達障がいのある人の支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保、関係機関との協力体制の整備 等
- 「**バリアフリー法**」の一部改正(平成30年5月成立、11月施行※一部を除く)
- ・ 国及び国民の責務の明確化
- ・ 公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
- ・ バリアフリーのまちづくりに向けた地域における取組強化 等
- 「**読書バリアフリー法**」の制定(令和元年6月成立、施行)
- ・ アクセシブルな電子書籍等の普及、提供の促進 等
- 「**障害者雇用促進法**」の一部改正(令和元年6月成立、令和2年4月施行※一部を除く)
- ・ 障がいのある人の活躍の場の拡大に関する措置
- ・ 国及び地方公共団体における雇用状況についての的確な把握等に関する措置
- 「**聴覚障害者等による電話の利用の円滑化の促進に関する法律**」の制定(令和2年6月成立、令和2年12月施行)
- ・ 電話リレーサービスに関する交付金制度の創設 等
- 「**バリアフリー法**」の一部改正(令和2年5月成立、令和3年4月施行※一部を除く)
- ・ 公共交通事業者等に対するソフト基準適合義務の創設
- ・ 優先席・車椅子使用者駐車施設等の適正な利用
- ・ 市町村等による心のバリアフリーを推進
- 「**障害者差別解消法**」の一部改正(令和3年5月成立、施行は公布の日から3年以内)
- ・ 事業者における合理的配慮の提供の義務化 等
- 「**災害対策基本法**」の一部改正(令和3年5月成立、施行)
- ・ 個別避難計画の作成を市町村長の努力義務とする 等
- 「**障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法**」(令和4年5月成立、施行)
- ・ 情報アクセスとコミュニケーションにバリアを抱える障がいのある人が、障がいのない人たちの情報アクセスとコミュニケーションと同様の保障を実現
- ・ 障害者差別解消法において合理的配慮を的確に実施するための「事前的改善措置」として位置づけ

2. 計画の位置づけ

(1) 法令等による位置づけ

「中間市第4次障害者基本計画」及び「中間市第7期障害福祉計画」、「中間市第3期障害児福祉計画」は一体として策定します。この3つの計画は法令により策定が義務付けられており、その位置づけは、以下のとおりです。

中間市第4次障害者基本計画

【法令】市町村障害者計画(障害者基本法第11条第3項)

- ・ 主に障がい者施策の基本理念と施策の方向性を定めた中長期の計画。

中間市第7期障害福祉計画

【法令】市町村障害福祉計画(障害者総合支援法第88条第1項)

- ・ 主に障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害福祉サービスなどの見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい者福祉計画に反映されます。

中間市第3期障害児福祉計画

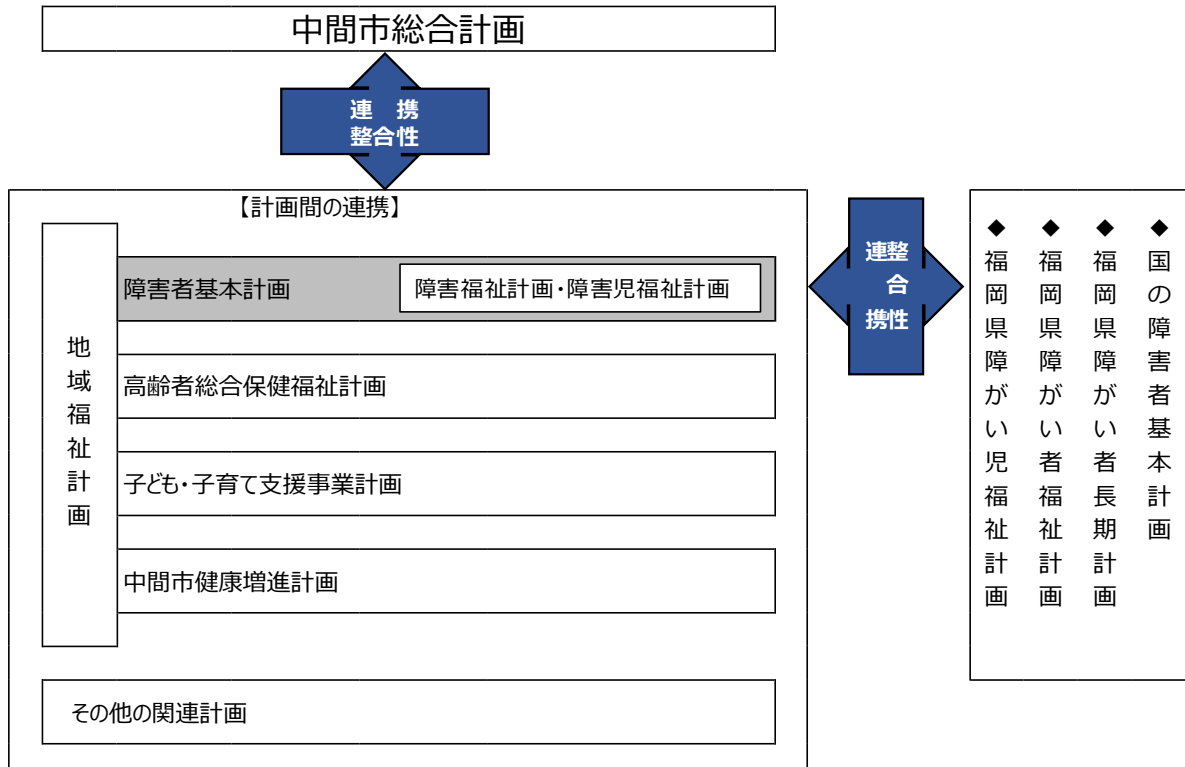
【法令】市町村障害児福祉計画(児童福祉法第33条の20第1項)

- ・ 主に障害児サービス等の提供体制の確保に関する計画で、数値目標と障害児福祉サービスなどの見込量を定める3年を1期とした計画。本計画で定める障害児サービスの見込量等は、遠賀中間圏域の数値として、福岡県障がい児福祉計画に反映されます。

	障害者基本計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画(計画期間は3年)	障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画
根拠法	障害者基本法(第11条第3項)	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律(第88条第1項)	児童福祉法(第33条の20第1項)
国	障害者基本計画(第5次) 計画期間: R5年度~R9年度	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
県	福岡県障がい者長期計画 計画期間: R3年度~R8年度	福岡県障がい者福祉計画 第4期計画期間: R3年度~R5年度	福岡県障がい児福祉計画 第2期計画期間: R3年度~R5年度
市	中間市障害者基本計画 第4次計画期間: R6年度~R11年度	中間市障害福祉計画 第7期計画期間: R6年度~R8年度	中間市障害児福祉計画 第3期計画期間: R6年度~R8年度
(計画の 主な内容)	(1)啓発・広報 (2)生活支援 (3)生活環境 (4)教育・育成 (5)雇用・就業 (6)保健・医療 (7)情報・コミュニケーション (8)国際協力	○障害福祉サービス 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援・短期入所・生活介護・療養介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援・共同生活援助・施設入所支援 ○地域生活支援事業 相談支援事業・意思疎通支援事業・日常生活用具給付等事業・移動支援事業・地域活動支援センター事業・訪問入浴サービス事業・日中一時支援事業	○乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築 ○地域支援体制の構築 ○保育、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 ○地域社会への参加・包容の推進 ○障害児相談支援の提供体制の確保 ○特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備


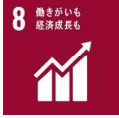



(2)他の行政計画との関係

本計画は、国および福岡県の障害者基本計画や国の基本方針を踏まえ、中間市総合計画、中間市子ども・子育て支援事業計画、中間市高齢者総合保健福祉計画など、他の障がい者施策に関わる諸計画との整合性が図られたものとします。



(3)本計画のSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて様々な取り組みを進めており、本計画の内容が繋がるSDGsのゴールは、以下のとおりとなっています。

- 
3. すべての人に健康と福祉を
- 
8. 働きがいも経済成長も
- 
10. 人や国の不平等をなくそう
- 
11. 住み続けられるまちづくりを
- 
17. パートナーシップで目標を達成しよう

3. 計画の範囲と目的(障害者基本計画)

障害者基本計画は、市が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、市民や関係各種団体などが、障がいに対する理解を深めながら自主的かつ積極的な活動を推進するための指針となるものです。

その範囲は、保健・医療・福祉・教育・雇用・就労等多岐にわたっています。また、計画策定の目的は、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)および難病患者等と、すべての市民が、お互いに支え合いながら安心して生活できる地域社会を実現することにあります。

計画の対象者は、障がいはすべての人に関わることであるという考え方にに基づき、「すべての市民」とします。

4. 計画策定の方向性

(1)基本目標

本計画の基本目標は、障がいのあるないに関わらず、地域の一人ひとりがお互いに支え合いながら、安心して生活できる地域社会をめざすことにあります。

地域では、様々な人が暮らしています。誰もが参加、参画できる共生の地域社会は、その地域に暮らしている人たちがお互いの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って主体的に取り組むことで実現できます。

全ての障がいのある人に、その人らしく生活できる権利を保障し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野に参加する機会を与えることが大切です。障がいを理由とした一切の差別を許さないという認識の共有こそ最優先されるべき重要な課題です。

障がいのある人の地域社会への参加、参画を促進するためには、障がいのある人の活動を制限し、地域社会への参加を制約している要因を取り除き、障がいのある人が自らの能力を十分に発揮できる社会資源の確保が必要です。市民の誰もが障がいのあるないに関わらず、安全かつ安心して生活できるよう、地域社会の支援、雇用・就労、生活環境の整備、保健・医療、教育・育成など、多様面にわたる社会のバリアフリー化を推進しながら、全ての障がいのある人の自立と社会参加の実現をめざします。このような考えをもとに、本計画の基本目標を以下のように定めます。

基本目標

共に生きる福祉のまち なかま

～自分らしくいきいき暮らせる地域づくり～

(2)基本指針

本計画の基本目標「共に生きる福祉のまち なかま」に基づき、以下の基本指針をまとめました。

- 1 障がいを理由とする差別の解消の推進
- 2 雇用・就業機会の推進
- 3 教育等の充実
- 4 安心できる生活基盤の整備
- 5 保健・医療の充実
- 6 生活支援のための環境づくり
- 7 安全・安心対策
- 8 行政サービス等における配慮

基本目標

共に生きる福祉のまち なかま
～自分らしくいきいき暮らせる地域づくり～

【施策の基本指針】

【具体的施策と施策項目】

1 障がい者を理由とする差別の解消の推進

(1) 差別の解消に向けた広報・啓発活動

- 1) 広報活動の推進
- 2) 障がいのある人への理解の推進
- 3) 情報のバリアフリー化

(2) 権利擁護の推進

- 1) 権利擁護の推進

(3) 交流活動の充実

- 1) 交流活動の充実

2 雇用・就業機会の推進

(1) 総合的な就労支援

- 1) 就労の場の充実
- 2) 公共機関との連携
- 3) 障がいの特性に応じた就労支援

(2) 雇用機会の拡大

- 1) 職業訓練・相談
- 2) 事業主の理解促進

3 教育等の充実

(1) インクルーシブ教育システムの構築

- 1) インクルーシブ教育システムの構築

(2) 教育環境の整備

- 1) 幼児教育の充実
- 2) 学校教育の充実
- 3) 生涯学習の充実

(3) スポーツ・文化活動の推進

- 1) スポーツ・文化活動
- 2) ボランティア活動

4 安心して生活できる生活基盤の整備

(1) 公共施設・機関の整備

- 1) 移動・交通手段の整備
- 2) 公共施設等のバリアフリー化

(2) 住宅環境の整備

- 1) 住宅環境の整備

【施策の基本指針】

【具体的施策と施策項目】

5 保健・医療の充実

(1)障がいの原因となる
疾病の予防・治療

- 1)早期発見・早期治療
- 2)正しい知識の普及

(2)障がいに対する
適切な保健・医療サービス

- 1)各種サービスの充実
- 2)機能回復訓練事業の充実

(3)精神保健施策の充実

- 1)精神保健施策の充実

6 生活支援のための
環境づくり

(1)相談支援体制の構築

- 1)相談場所の確保
- 2)人材の育成

(2)多様なサービスの提供

- 1)訪問・通所系サービスの充実
- 2)福祉用具の普及と利用促進
- 3)その他のサービスの充実

(3)経済的負担の軽減

- 1)経済的負担の軽減

(4)コミュニケーション支援

- 1)情報アクセシビリティの向上

7 安全・安心対策

(1)防災・防犯対策の推進

- 1)防災対策の推進
- 2)防犯対策の推進

8 行政サービス等
における配慮

(1)行政職員における
障がいのある人への理解の促進

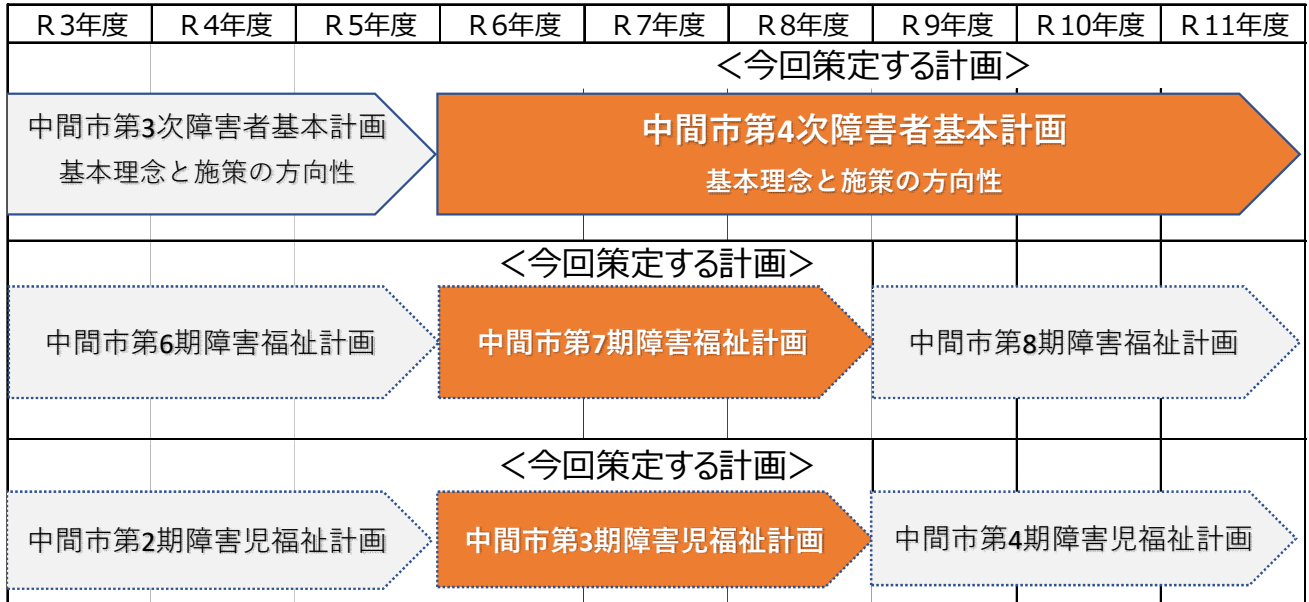
- 1)行政職員における障がいのある人への理解の促進

(2)選挙等における配慮

- 1)選挙等における配慮

5. 計画の期間

「中間市第4次障害者基本計画」は、令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間を計画期間とし、「中間市第7期障害福祉計画」及び「中間市第3期障害児福祉計画」は、国の指針に基づき令和6(2024)年度から令和8(2026)の3年間を計画期間とします。



第Ⅱ章 基本指針と今後の方針

基本指針 1 障がいや理由とする差別の解消の推進

(1) 差別の解消に向けた広報・啓発活動

1) 広報活動の促進

【現状と課題】

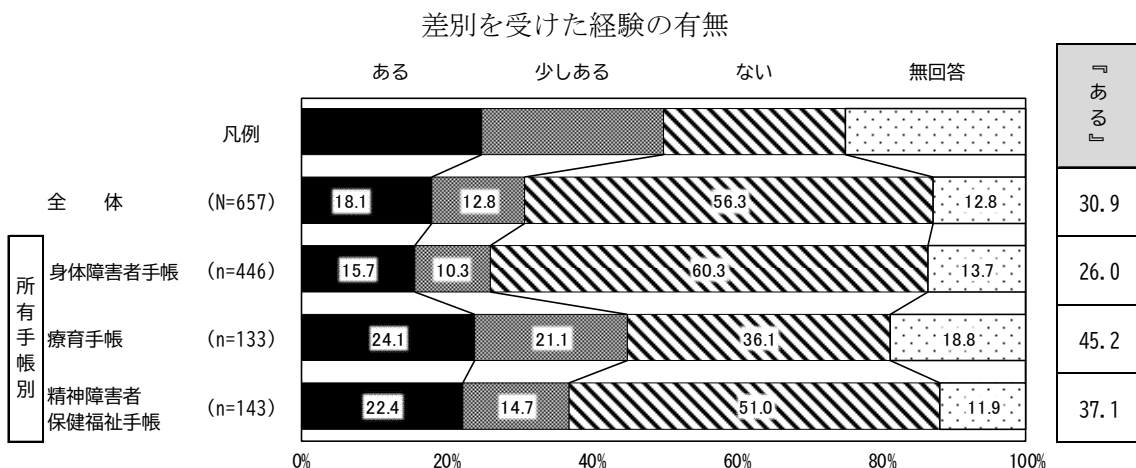
誰もがお互いの人格と個性を尊重して支え合う共生社会を実現するためには、障がいや理由とする差別をなくすことが必要不可欠です。

令和4年度に実施したアンケート調査(以下、「アンケート調査」と略)によると、障がいがあることで差別やいやな思いをしたことがある人は、知的障がいのある人において半数近くみられます。

平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、障がいや理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されたことから、今後は障がいや理由とする差別を解消する施策及び合理的配慮の推進が必要です。同様に、「障害者基本法」に定められた障害者週間における各種行事を中心に、市民、ボランティア団体、障がい者団体など幅広い層の参加による啓発活動の実施や、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、誰もが障がいのある人に自然に手助けすることのできる「心のバリアフリー」の推進を図ることが必要です。

また、「障害者虐待防止法」(平成23年法律第79号)等の適正な運用を通じて障がいのある人への虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進することが必要です。

※心のバリアフリー…差別、偏見、理解の不足、誤解などをなくしていくことをいいます。



【今後の方針】

- 「障害者差別解消法」及び「障害者虐待防止法」における法の趣旨・目的等に関する効果的な広報・啓発活動、相談・紛争解決体制の整備、障害者差別解消支援地域協議会の組織の設置等に取り組みます。
- 「障害者週間」(12月3日～9日)を周知させるため、行政や障がい者関係団体による、障がいのある人と地域の人との交流や障がいのある人を交えた様々な催しを通じて、地域や企業における理解を促進します。
- 市の活動や情報をテレビ・ラジオ・新聞などの情報機関に積極的に提供することにより、広報・啓発を推進します。
- 障がいのある人のサービス内容を紹介する「福祉のしおり」を作成するとともに、市のホームページに掲載することによりサービス体系の周知を図ります。特に、継続して法律改正等を注視し、適宜見直し等を行なっていきます。

2) 障がいのある人への理解の促進

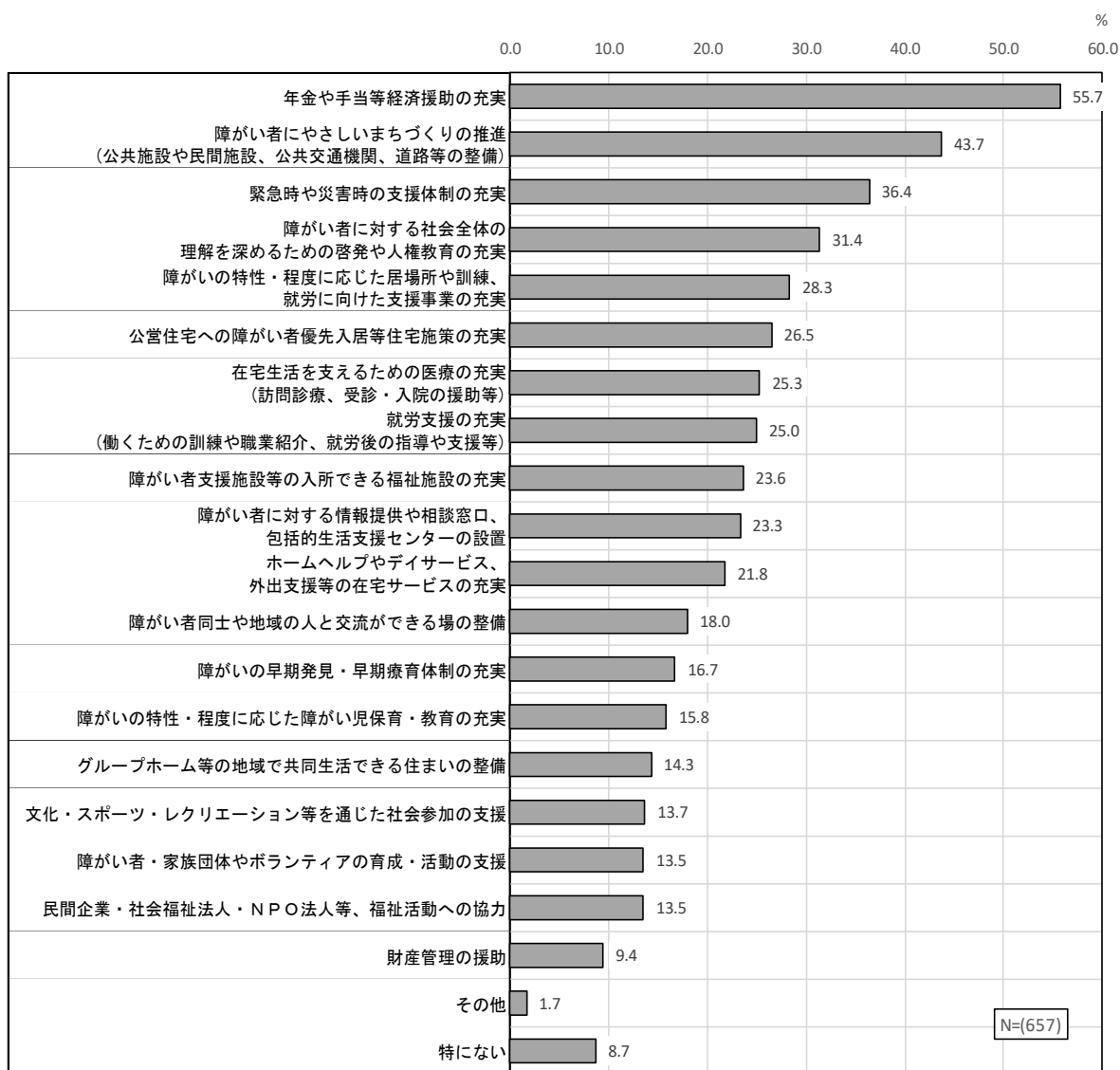
【現状と課題】

一般社会における障がいのある人への理解は、まだまだ十分とはいえない状況だといえます。

アンケート調査によると、障がい者福祉のために行政に充実してほしいこととして、回答者の3人に1人が「障がい者に対する社会の理解を深めるための啓発や人権教育の充実」を挙げています。

そのため、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がいのある人への人権を尊重することが必要です。

障がい者（児）福祉のために、行政に充実してほしいこと



【今後の方針】

- わかりやすい日本語表現を行い、多くの人に伝わるように取り組むとともに、チラシやパンフレット、ホームページ、SNS、音声読み上げ装置などを活用し、イベントなどを紹介していきます。
- 多様性を重視し、あらゆる活動に焦点を合わせた紙面づくりを行います。障がい者団体やボランティア団体の活動、福祉施設などが主催する行事を紹介し、地域住民の障がいのある人への理解を促進し、共生を図ります。
- 市内の特別支援学校と小・中・高等学校、また、障がい者(児)施設利用者と校区児童との交流事業を推進します。

3) 情報のバリアフリー化

【現状と課題】

近年の情報技術(IT)の急速な進展は、必要な情報の収集や多くの人とのコミュニケーションを容易にするだけでなく、障がいのある人の自立や社会参加を促進するなどの大きな効果が期待されます。

現在、本市では文字情報が伝わりにくい視覚障がいのある人や聴覚障がいのある人に対し、点訳・音訳サービス等を充実するための機器や手話通訳者の配置を行い、文字情報や音の情報のバリアを解消するよう努めています。

今後も、情報のバリアフリー化に向けた環境整備と人材育成が必要となります。

※情報のバリアフリー…視覚・聴覚障がいなどがあると、情報入手に困難が伴います。視覚障がいには点字や音声、聴覚障がいには手話や要約筆記などの対応手段を講じて、阻害要因をなくしていくことをいいます。

【今後の方針】

- 障がいのある人を対象とした情報技術(IT)を学習する場の情報提供に努めます。
- 令和4年度にホームページのリニューアルをしたことに伴い、その更新時期に障害者差別解消法に基づき、スマートフォンやタブレット端末からも利用できるホームページを構築しました。今後も定期的に障がいのある人の利用を想定したホームページの改善を行っていきます。
- 周辺機器の配備について、音声コードの普及状況など県内市町村や関係機関・団体などの事例を収集しながら、必要に応じてシステムの活用に努めます。また、障がいのある人に必要な情報が正確にいきわたるように努め、必要があればシステム等の配備・改修を実施します。
- 意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等のために、県が実施している研修等を活用し、手話通訳者などの養成を行います。

- 行政が発行する紙媒体の情報を有償ボランティアや中間市社会福祉協議会に委託し、点訳・音訳などに変換し、障がいのある人々に各課の情報が伝わるように努めます。

(2) 権利擁護の推進

1) 権利擁護の推進

【現状と課題】

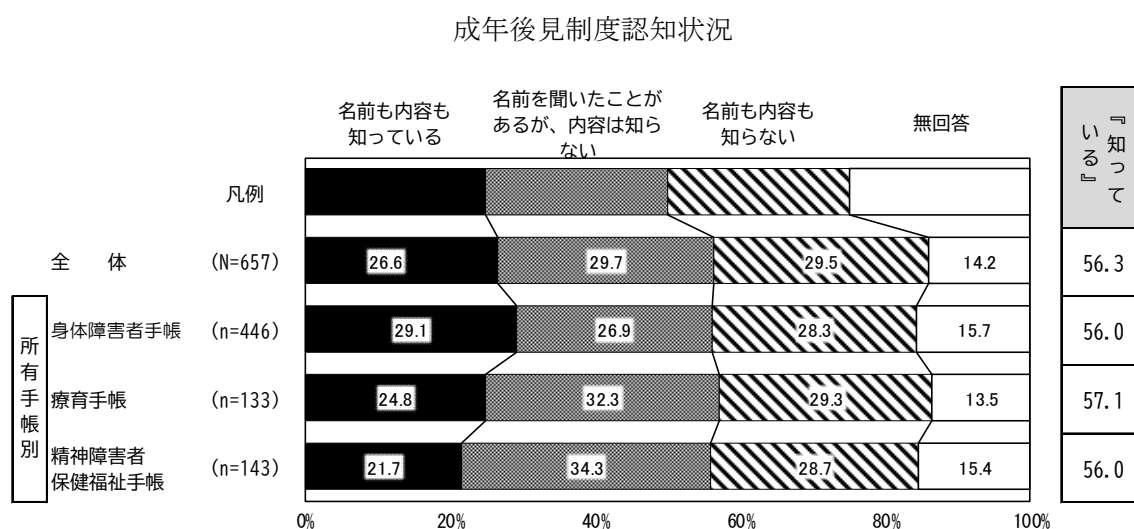
知的障がいのある人や精神障がいのある人など、判断能力が不十分な障がいのある人については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

アンケート調査によると、成年後見制度の認知状況は、障がいの種類にかかわらず『知っている』が過半数を占めていますが、「名前も内容も知っている」と答える人は3割以下にとどまっています。

平成24年10月には「障害者の虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)」が施行し、平成28年4月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、障がいを理由とする差別の解消に取り組むべき法的根拠が整備されました。

障がいのある人に対する差別の解消を図るには、障がい及び障がいのある人に対する正しい知識の普及と理解促進を図ることが重要です。

今後は、これら法律や制度に基づき、障がいのある人の権利擁護のための取組を充実することが必要です。



【今後の方針】

- 福祉のしおりや市ホームページ等により、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がいのある人への虐待の防止及び虐待事案への対応に取り組みます。
- 人権週間及び障害者週間に市民に対し正しい理解と認識を深めるため、専門家を招いて講演会、研修会を企画し推進していきます。
- 少年期からの福祉教育推進のため、教職員、保護者などに対し、障がいのある人の人権問題に関する講座を計画的に開催し、市民の参加を促進します。また特別支援教育を推進する職員を中心とした研修の機会を設定し、社会の要請に適した内容を充実します。
- 知的障がいのある人、精神障がいのある人など自己の判断だけでは意思決定に支障のある障がいのある人の権利擁護にかかる各種事業や成年後見制度の周知及び運用などを推進します。

(3)交流活動の充実

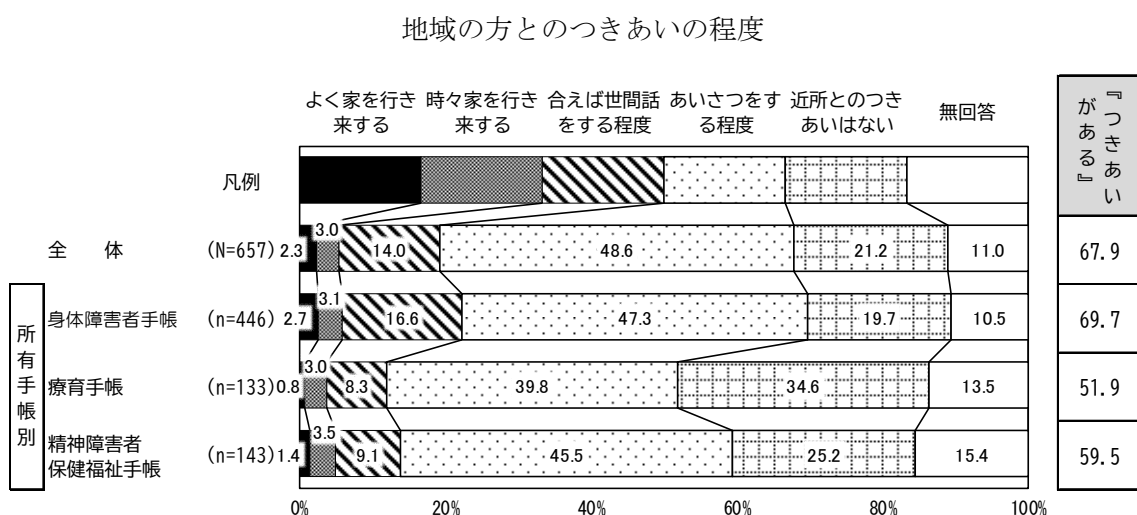
1) 交流活動の充実

【現状と課題】

すべての市民が安心して生活することができる地域づくりを進めるためには、各種イベント等を通じて地域住民同士の交流活動を促進することが必要です。

アンケート調査によると、地域の方との付き合いの程度は、障がいの種類にかかわらず「あいさつをする程度」の割合が最も高く、『つきあいをする』でみると半数以上を占めています。

今後は、障がい者団体等と協働し、イベント等の立案を検討していくとともに、各種イベントや交流事業等を通じ、市民が障がいのことを正しく理解し、ともに地域で生活する仲間として、障がいのある人の人権を尊重することが必要です。地域住民の協力を積極的に呼びかけ、身近に交流できる催し物を検討することが求められています。



【今後の方針】

- 市と障がい者関係団体などが協働して市民が関心を持つ多彩なイベントに参加し、障がいのある人とない人が幅広く交流できるイベント等の視察などの機会を増やし、障がいのある人に対する差別や偏見をなくす市民意識の向上をめざします。
- 障がいのある人を支える家族会への新規加入を促進して地域住民との交流を促進します。
- 福祉施設、特別支援学校が企画した体育祭やミニコンサート、陶芸教室、各種バザーなどの地域交流行事を周知するために、公共施設へのポスター掲示やパンフレット、チラシを回覧するなどの支援を行います。

基本指針2 雇用・就業機会の推進

(1)総合的な就労支援

1) 就労の場の充実

【現状と課題】

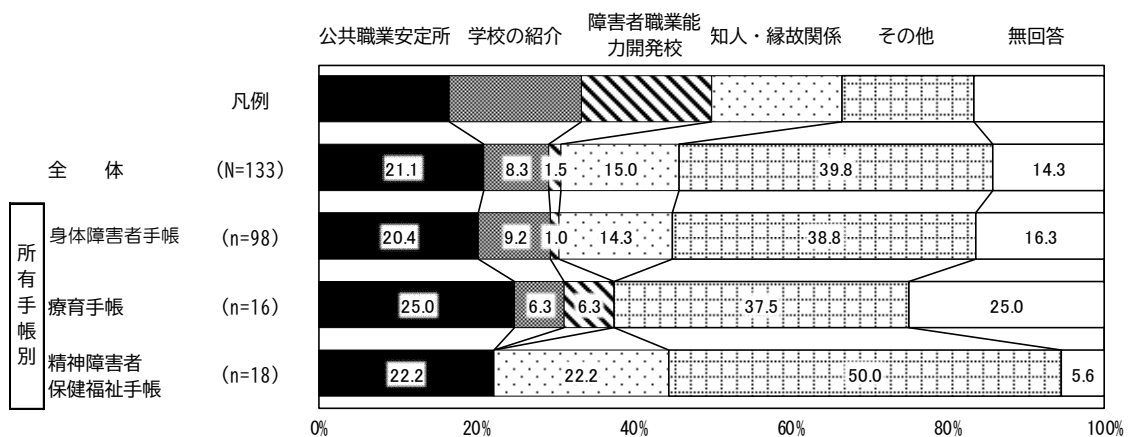
すべての人が職業を持つことは、経済的側面に限らずその人の生きがいにも繋がります。しかし、障がいのある人の就業はなかなか思うように進んでいないのが実情であり、大きな問題となっています。

アンケート調査によると、現在の仕事に就いたきっかけは、「その他」を除くと身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は「公共職業安定所」と答える人が最も多くなっています。精神障害者保健福祉手帳所持者は「公共職業安定所」と「知人・縁故関係」と答える人が同率で最も多くなっています。

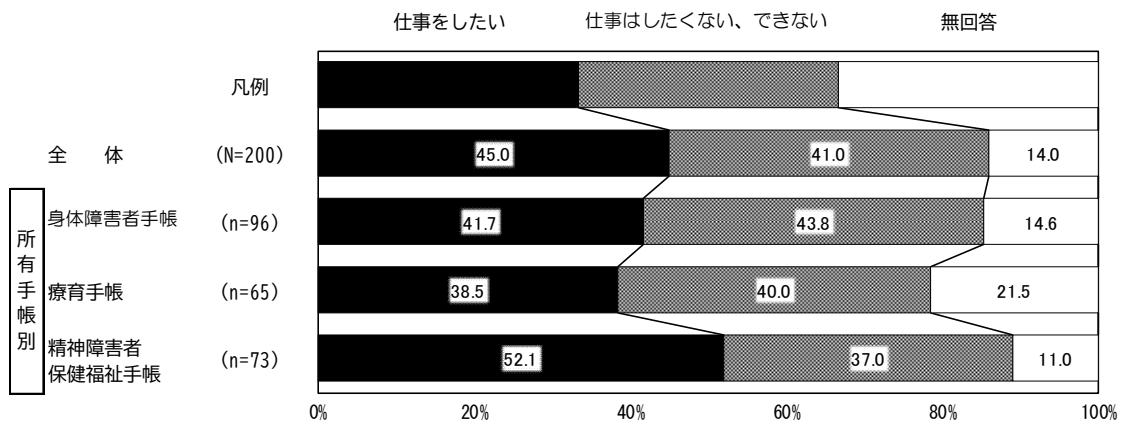
また、現在仕事をしていない人の仕事に就く意向をみると、「仕事をしたい」は身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者が4割前後、精神障害者保健福祉手帳所持者が約5割台となっています。

今後は、一般就労を支援するための訓練や職場実習、就職後の支援などを行うための「就労移行支援事業」「就労定着支援事業」や「障害者就業・生活支援センター」と連携を図りながら、障がいのある人の雇用の促進を図ります。

現在の仕事に就いたきっかけ（収入を得て仕事をしている方）



収入を得る仕事に就く意向（収入を得て仕事をしていない18歳～64歳の方）



【今後の方針】

- 公共機関、民間企業の法定雇用率の達成・維持に向けた障がいのある人の雇用を促進するため、公共職業安定所などとさらに連携を深めながら、障がいのある人の職業相談事業の充実を図り、企業に対し、障がいのある人の雇用の理解と協力を要請します。
- 障がいのある人が利用する施設の運営を支援するとともに、利用者から事業所に対する相談等があれば事業所等との話し合いの場を設けるなど利用者が安心して働ける職場環境づくりをめざします。
- 障がいのある人の就労の場を確保するため、市内外の事業所等の協力を得て就労に関する情報収集に努めるとともに、パンフレット等を市の窓口に置くなどして情報提供に努めます。

2) 公共機関等との連携

【現状と課題】

雇用・就労問題は、市単独では対応できないことが多いため、関係機関からの情報収集や企業との連携が極めて重要です。

平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成25年4月施行)により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになりました。

そのため、就労支援施設との連携を図り、障がいのある人の経済的自立を促進するための取組みを推進します。

【今後の方針】

- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等からの製品やサービスの調達額の増加を目指し積極的な取り組みを推進します。
- 障がいのある人の就労支援や職場定着を図るため、公共職業安定所・福祉施設・教育機関・商工会議所・行政などの各関係機関の連携を推進します。

3) 障がいの特性に応じた就労支援

【現状と課題】

障がいのある人が、その能力を発揮して働く機会を拓いていくためには、一人ひとりの障がいの程度や特性に応じたきめ細かな支援が必要です。そのような人の自立支援を目的として、就労支援事業などのサービスが設けられています。

障害者総合支援法では、このような福祉的就労を支援するサービスとして「就労継続支援事業」や「地域活動支援センター」が創設されています。

本市には、福祉的就労の場として、障がい者団体などが運営する就労継続支援施設が複数あります。今後、地域活動支援センターなどと連携して、福祉的就労の場を確保することが必要です。

【今後の方針】

- 一般企業への就労が困難な障がいのある人を雇用し、社会的自立を促進することを目的とする就労継続支援A型事業所や就労移行支援事業所の利用を促進します。
- 一般的な就労が困難な障がいのある人等に対しては、就労継続支援事業所等の福祉的就労の場の確保に努めます。

(2) 雇用機会の拡大

1) 職業訓練・相談

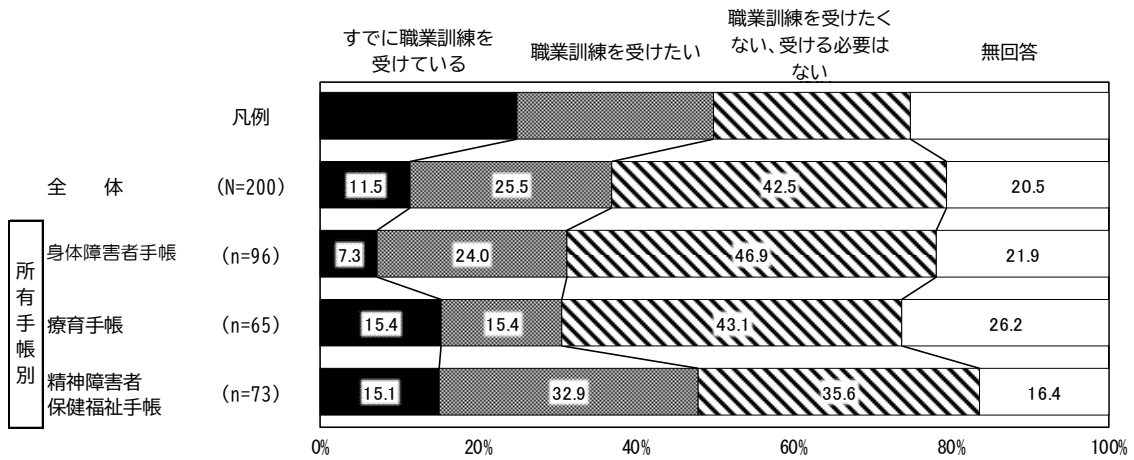
【現状と課題】

本市では、就労を希望する障がいのある人に対し、公共職業安定所などの公共機関からの情報を提供しています。また、国立県営福岡障害者職業能力開発校では、障がいのある人のパソコン操作等の指導等を行っています。

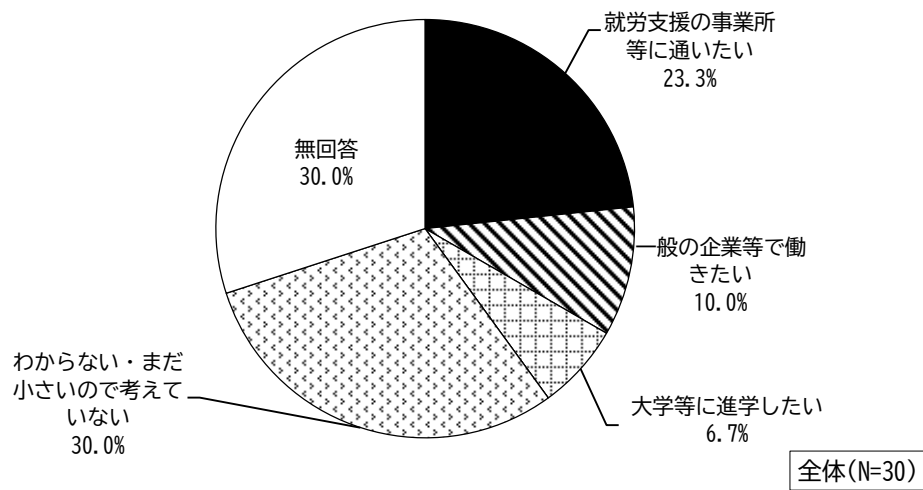
アンケート調査によると、現在仕事をしていない人の職業訓練の受講意向をみると、「職業訓練を受けたい」と答える人は身体障害者手帳所持者が2割台、療育手帳所持者が1割台、精神障害者保健福祉手帳所持者が3割台となっています。また、障がいのある児童生徒の学校を卒業した後の進路希望をみると、「就労支援の事業所等に通いたい」と答える人が2割台となっています。

今後とも、障がいのある人の就労意欲の向上につながる相談体制や、職業訓練の充実を図る必要があります。

職業訓練の受講意向（収入を得て仕事をしていない18歳～64歳の方）



学校（中学校または高等学校）を卒業した後の進路（保育園・幼稚園等や学校通学者）



【今後の方針】

- 障がいのある人の自立訓練を促進するため、福祉作業所などへの支援・協力を実施するとともに、「福岡障害者職業センター北九州支所」で実施している就職が困難な障がいのある人のための職業カウンセリングや、「国立県営福岡障害者職業能力開発校」で職業訓練の一環として実施している文書作成や表計算の検定の資格取得など、職業的自立に向けた支援を関係機関と連携して進めます。また職業訓練機関については、ホームページ等で周知に努めます。

2) 事業主の理解促進

【現状と課題】

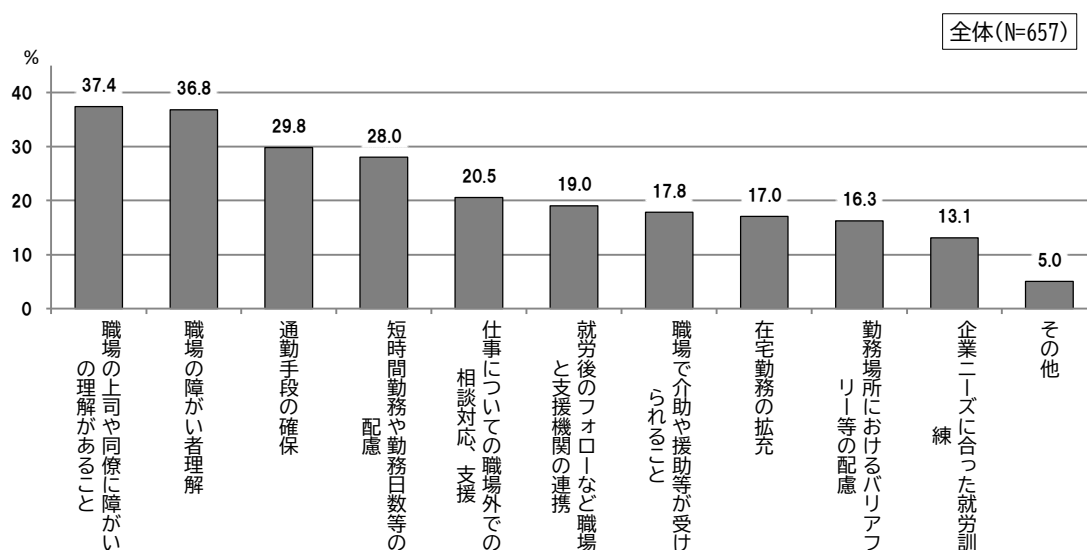
障がいのある人の一般企業への就業については、障がいのある人の就労意欲の高まりに加え、企業の障がいのある人の雇用への理解促進などにより、改善の方向に向かっていることが予測されます。

こうした中、法定雇用率は令和6年4月に2.5%、令和8年7月に2.7%と段階的に引き上げられることになっています。福岡県における令和4年の障がいのある人の雇用状況の集計結果(福岡労働局調べ)をみると、民間企業の法定雇用率達成企業の割合は50.8%と前年から0.9ポイント上昇しましたが、半数にとどまっています。

アンケート調査によると、障がいのある人の就労支援として必要なことは、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」、「職場の障がい者理解」を答える人が多くなっています。

今後とも、就労を希望する障がいのある人が一人でも多く就職できるよう、企業に働きかけるとともに、国の税制上の優遇措置や各種制度の周知を図る必要があります。

障がいのある人の就労支援として必要だと思うこと



【今後の方針】

- 雇用分野における障がいを理由とする差別の解消及び障がいのある人が働くに当たっての支援を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)について啓発を行い、障がいのある人もない人もともに働く職場環境の実現を目指します。
- 就労中や就労を希望する障がいのある人を支援するため、障がいのある人の雇用機会拡大をめざし各種施策を推進し、企業や関係団体と連携を図ります。また

公共職業安定所から提供される資料により管内の雇用情報を把握するとともに、必要に応じて公共職業安定所と連携を図ります。

- 事業者を対象に障がいのある人の雇用促進のための、税制上の優遇措置や各種制度などについては、国、県等が発行するパンフレットの配布や各施設への設置などによる周知を図り、市内企業の法定雇用率の向上に努めます。

基本指針 3 教育等の充実

(1) インクルーシブ教育システムの構築

1) インクルーシブ教育システムの構築

【現状と課題】

平成 26 年 1 月、国は障害者権利条約を批准しました。

この条約には、インクルーシブ教育システムの理念が定められており、国においても、障がいのある幼児、児童生徒に提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障がいの有無にかかわらず可能な限り共に教育を受けられるように条件整備を進めるとともに、個々の幼児児童生徒の教育的ニーズに最も的確に応える指導を受けることのできる、インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の法令整備等が実施されています。

本市においても、関係機関との連携を図りながら、同システムの実現に向けて特別支援教育に関わる施策を充実させることが必要です。

【今後の方針】

- 医療、保健、福祉等との連携の下、早期からの継続的な教育相談、就学相談に努めます。また他部局との連携を密にしながら、課題に対応できるような相談体制を検討・構築します。
- 障がいのある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で合意形成を図り、提供されることが望ましいことを周知します。また医療的ケアの必要な児童の支援の状況及び学習の様子、保護者の要望に応じて実現可能な個別の対応について個別の支援計画等を活用して整理し、誠実に実施します。
- 合理的配慮を含む必要な支援を受けながら障がいのある人と障がいのない人が同じ場で共に学ぶことを目指し、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校という連続性のある「多様な学びの場」のそれぞれの充実を図ります。また個別の指導計画、個別の教育支援計画、ふくおか就学サポートノートなどを活用したスムーズな連携を推進します。

(2)教育環境の整備

1) 幼児教育の充実

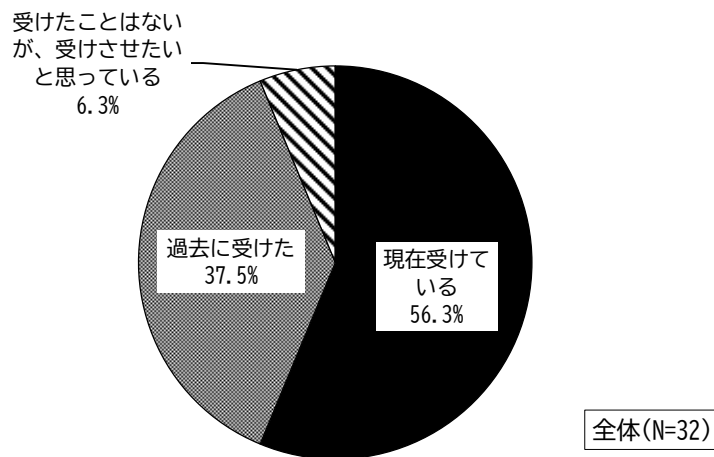
【現状と課題】

障がいのある児童生徒に対する療育事業については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることが、その後の成長にとって極めて重要です。

アンケート調査によると、障がいのある児童生徒の療育や教育を受けた経験は、いずれの障がいのある児童生徒ともに「現在受けている」又は「過去に受けた」と答える人が大半を占めています。

障がいのある児童生徒に対する療育事業は、障がいの早期発見、早期治療、早期療育とあいまって、障がい者団体や事業者をも含めた関連機関の連携を充実させ、支援システムとして障がいのある児童生徒及びその保護者にとって開かれた社会環境となるよう、地域の療育機能との連携を図ることが必要です。

療育や教育を受けた経験（18歳未満）



【今後の方針】

- 親子ひろばリンクなど各関係機関が連携し、教育相談の充実を図りながら、児童の状況にあわせた適切な障がいのある児童生徒の保育の充実をめざします。また、これまで同様親子広場リンクでは、市内外を問わず利用者の受け入れに努めます。
- 療育を一層充実するために、施設などの改善に努め、幼児の保健医療・療育の総合的な指導体制の確立をめざします。また相談があった場合には、その児童が安心して親子ひろばリンクに通えるような環境づくりを行います。
- 一人ひとりの子どもに応じた望ましい発達を促すとともに、適正就学の促進に向け保育士、職員のスキルアップを目的とした研修活動を充実させます。

2) 学校教育の充実

【現状と課題】

障がいのある児童生徒については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、一人ひとりの障がいの状態などに応じ、きめ細かな教育を行う必要があります。

現在本市は、すべての小・中学校において「特別支援学級」を設置しており、令和5年7月現在、小学校児童120人、中学校生徒42人が在籍しています。

就学後の療育については、自立や社会参加に向けて、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善したり克服したりしていくことが必要です。

特別支援学級児童・生徒数の推移

(人)

	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度
小学1年生	8	7	5	3	7	6	10	14	12	13
小学2年生	7	12	8	8	9	20	11	15	18	18
小学3年生	17	10	14	11	8	9	24	13	17	26
小学4年生	8	18	13	14	17	10	11	32	14	15
小学5年生	10	8	20	15	14	18	12	10	33	13
小学6年生	8	10	8	21	17	17	20	12	10	35
小学生計	58	65	68	72	72	80	88	96	104	120
中学1年生	9	6	7	8	16	13	14	17	10	12
中学2年生	9	10	5	9	9	16	14	14	18	10
中学3年生	6	7	12	6	9	8	15	13	15	20
中学生計	24	23	24	23	34	37	43	44	43	42

資料:学校教育課(各年度3月末現在、令和5年度は7月現在)

特別支援学校児童・生徒数

(人)

	小学部	中学部	高等部	計
直方特別支援学校	21	11		32
古賀特別支援学校	1	0		1
福岡特別支援学校	1	0		1
合計	23	11	0	34

資料:学校教育課

【今後の方針】

- 地域の小学校、中学校、高等学校等の様々な障がいのある児童生徒への指導、助言、援助を行う特別支援学校におけるセンター的機能を活用するとともに、県教育委員会や県立特別支援学校との連携を密にし、一人ひとりの障がいに対する教室の充実に努めます。
- 子ども自身の悩みや子どもの発達上の問題など、子どもに関する相談内容も多様化していることから、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの配置時間の増加など保護者の希望に応えられる体制の整備に努めます。
- 市教育委員会が主体となって教職員の適正配置について、引き続き関係機関に要請します。
- 教職員の資質向上を図るため、指導主事等が学校に直接出向き、指導助言を行っていくとともに、実態に応じた実践的な研修の実施に努めます。
- 障がいのある児童生徒の日常生活に配慮した学校施設の改善や、障がいのある児童生徒用教室の創意工夫を図ります。特に、大規模改修等が必要と判断した際は、補助金の有効活用を前提に財政課と協議を設け対応します。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書を始めとする教材の提供を推進するとともに、情報通信技術(ICT)の発展等も踏まえつつ、教育的ニーズに応じた支援機器の充実に努めます。また無償給与教科書分について確実にニーズ把握ができるよう調査を適切に行います。
- 災害発生時における利用等の観点も踏まえつつ、ユニバーサルデザインの考え方を念頭に必要に応じて学校施設のバリアフリー化を推進します。

3) 生涯学習の充実

【現状と課題】

本市では、いつでも、どこでも、誰でも自由に学ぶことができる生涯学習を推進するため、「中間市生涯学習基本計画」を策定し、障がいのある人などに豊かで充実した生活が営むことができるよう、各種生涯学習活動に参加しやすい機会づくりや地域交流などに努めています。この計画に基づいて、障がいのある人の社会参加の推進と学習意欲の向上をめざし、各種施策を推進する必要があります。

【今後の方針】

- 障がいのある人の意見を参考に、学習内容の充実を図るとともに「中間市都市計画マスタープラン」に基づいて公共施設などの整備を進め、生涯学習の場に障がいの有無に関わらず一人でも多く参加できるように努めます。

- 地域で活動している関係団体の指導者に障がいのある人の問題の学習会に積極的に参加してもらい、その学習成果を生かしボランティア活動支援の基盤づくりにつなげていきます。
- 文化講座などの活動について障がいのある人が参加しやすく楽しめる内容の充実を図るとともに、聞くだけではなく作ったり触れたり身体を動かしたりするような体験型の講座の実施を検討します。
- 地域において生涯学習推進の基盤を整備するため、市民の要望に応じて社会教育施策・事業の充実を努めます。また障害のある方が利用しやすいよう施設のバリアフリー化に努めます。
- 生涯学習の目的のひとつは「生きがい」を見出すことにあります。生涯学習の成果を自分の中に留めることなく、学習の成果を発表できる場を設けるなどして学習意欲の向上をめざします。また青少年育成市民会議主催で、少年主張大会を開催し、生きがいや、いま感じていることをテーマにした発表できる場を設けます。

(3)スポーツ・文化活動の推進

1) スポーツ・文化活動

【現状と課題】

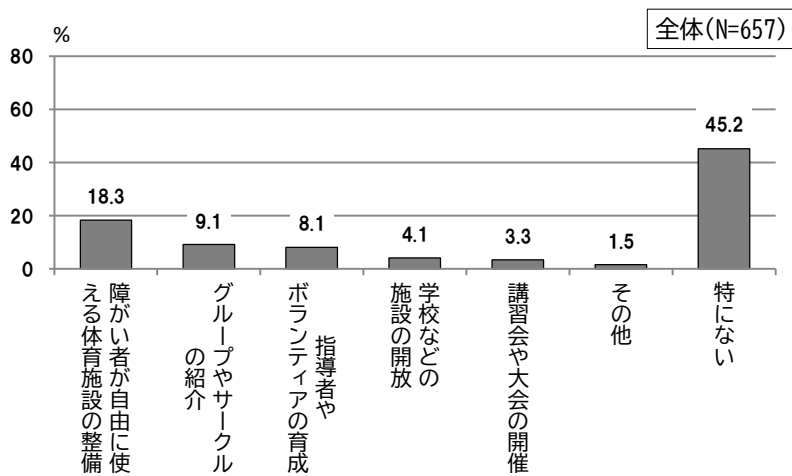
障がいのある人にとって、スポーツやレクリエーション活動は心身の鍛練や機能訓練にとどまらず、社会参加の大切な機会です。

アンケート調査によると、スポーツを行う上で希望することとしては、「特にない」を除き「障がい者が自由に使える体育施設の整備」を希望する人が最も多くみられます。

今後は、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションに参加し、これらを楽しむことを可能とするため、バリアフリー化を含む施設の整備や情報保障の充実等、必要な環境整備を促進することが必要です。

さらに障がいのある人が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し共生社会の実現を目指します。

スポーツを行う上で希望すること



【今後の方針】

- 障がいのある人の文化活動を支援するため、点訳・音訳などのボランティア育成などを通して、文化事業の充実をめざします。特に、点訳・音訳等に関わるボランティア育成講座等に関わる講座及び講習会があれば、貸館として会場の提供を行っていきます。
- 各地区および団体が主催する文化祭などのチラシ等による情報提供に努め、多様な文化事業を通じて障がいのある人とない人の交流の拡充に努めます。

- 音訳ボランティア養成講座の開催に努めるとともに、市内で活動するボランティアグループへの講演や障がいのある人のための朗読会、中間市立図書館での音訳に関する手続きの検討など聞き手の要望に応えられる音訳活動をめざします。
- 障がいがあってもスポーツを楽しむことを目的とした福岡県障がい者スポーツ大会（毎年開催）などのイベント等の紹介に努め、障がいのある人のスポーツに対する市民の理解と協力をもとに地域社会への定着をめざします。
- 障がいのある人のスポーツ、レクリエーションを実現するためにスポーツに関わるボランティア、スポーツ推進委員の育成を推進し、障がいのある人のスポーツの環境をつくり、有効活用につながるよう努めます。また、スポーツ用具、施設のバリアフリー化など障がいのある人が親しみやすいような環境づくりに努めます。

2) ボランティア活動

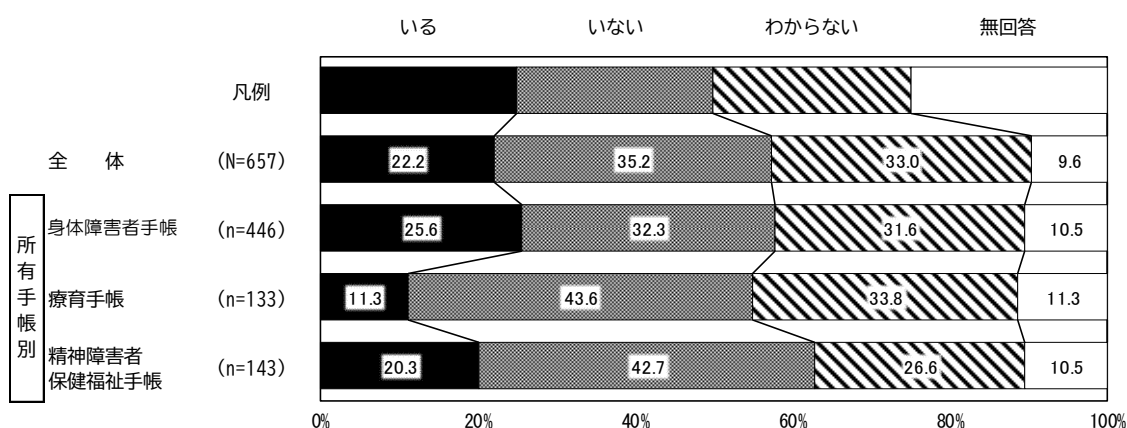
【現状と課題】

障がいのある人のニーズが個別化・多様化するなか、このようなニーズに丁寧に対応していくためには、市が行う公的なサービスだけでなく、ボランティアなどによる日常的な支援が重要な役割を担っています。

アンケート調査によると、家族不在や一人暮らしの場合に近所で助けてくれる人が「いる」と回答した障がいのある人は3割以下であり、いずれの障がいのある人とも「いない」と答える人が上回っています。

このため、ボランティアの育成に努めるとともに、ボランティアを始めとしてNPO 法人などの市民活動を促進し、行政サービスと市民活動とが協働して、福祉のまちづくりを推進していくことが必要です。

家族不在や一人暮らしの場合、近所で助けてくれる人の有無



【今後の方針】

- 障がいのある人たちが、レクリエーションを通じて生きがいのある生活が送られるようにレクリエーションリーダーの発掘・育成するとともに、障がい者団体等の活動を支援するボランティアの育成を支援します。
- 障がいのある人の社会参加を促進し、誰もが住みよい地域社会づくりのためにも、障がいのある人をサポートするボランティア団体と行政との協働を推進します。また、障がい者団体等の活動を支援するボランティアの育成を支援します。
- ボランティア講座の充実を図り、県や専門の講師などの協力を得て研修会を実施し、登録者数を増やし、後継者の育成に努めます。
- ボランティアセンターの交流会などを通じボランティアと障がいのある人の絆を深め、ボランティア活動の充実に努めます。また、障がいのある人のニーズを把握し、ボランティアとのマッチングに努めます。
- 現在の各団体で活動している会員は、生涯学習課主催の「ボランティア養成講座」を受講した人であり、後継者の人材育成の基盤となる「ボランティア養成講座」の充実を図ります。また、県や専門の講師などの協力を得て、ボランティア育成支援の研修を行います。

基本指針4 安心できる生活基盤の整備

(1) 公共施設・機関の整備

1) 移動・交通手段の整備

【現状と課題】

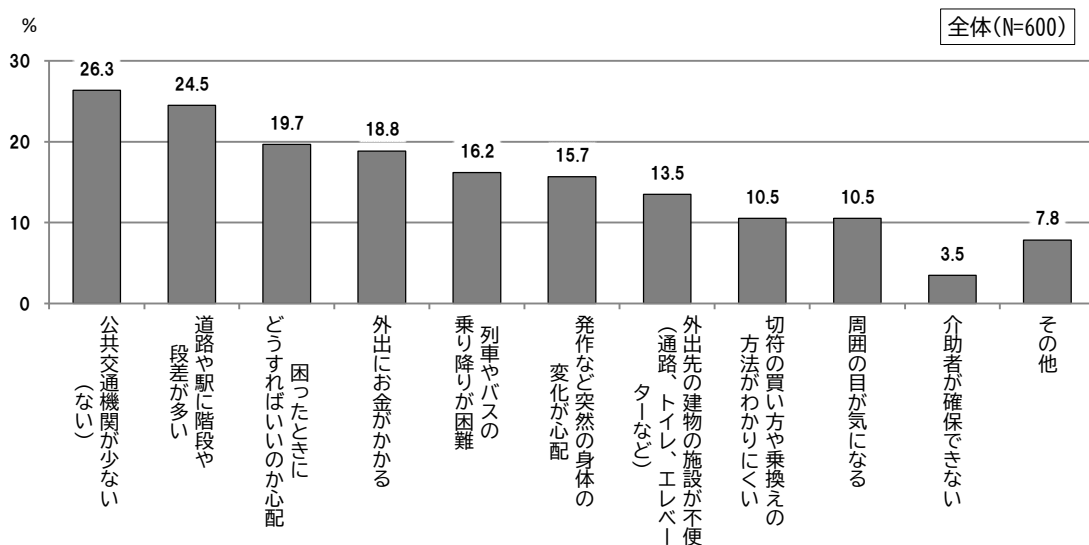
障がいのある人が、安全にかつ安心して生活ができる環境を整備することが極めて重要です。

しかし、身近な建物や道路には多くの障壁が残っており、障がいのある人の移動・交通手段には課題が多くみられます。

アンケート調査によると、外出時に困ることとしては「公共交通機関が少ない(ない)」(26.3%)、「道路や駅に階段や段差が多い」(24.5%)、「困ったときにどうすればいいのかわからない」(19.7%)と答える人が最も多くなっています。

今後とも、財源確保に努めながら、関係機関にも協力を打診し、計画的な環境改善を進めていく必要があります。

外出時に困ること



【今後の方針】

- 駅等の旅客施設における段差解消、内方線付き点状ブロック、電光掲示板等の設備の導入等とあわせて人的な対応の充実について、福岡県地域交通体系整備促進協議会の会員として関係交通事業者に対し要望を行うなど様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。
- 障がいのある人の自立した日常生活を確保するため、歩行者用信号機の青時間の延長、音が出る信号機のLED化等を推進します。

- 関連部署と連携を図り、整備方針に基づいて点字ブロック、触知案内板の設置、音声・視覚両面からの案内表示など情報案内システムの整備を推進します。
- リフト付福祉バスの運行、自動車を障がいのある人用に改造する際の改造費の助成、運転免許取得に対する助成などの移動対策の充実を図ります。

2) 公共施設等のバリアフリー化

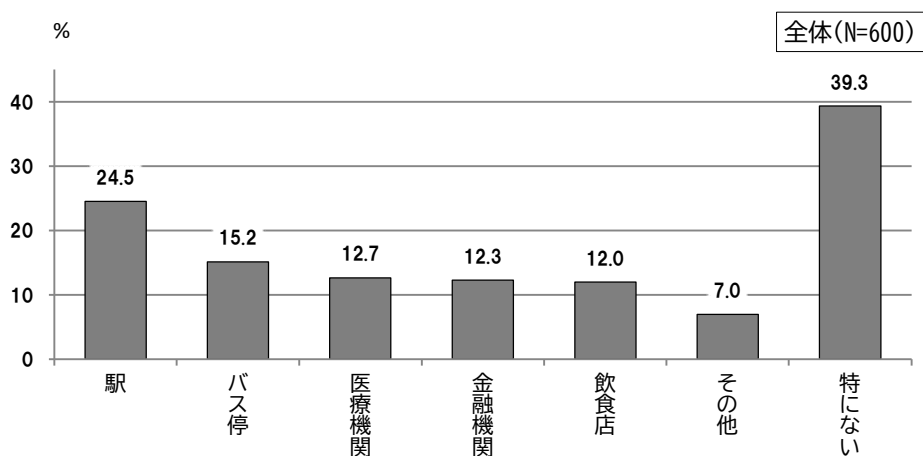
【現状と課題】

すべての市民が、快適にかつ安心して外出・移動できるよう、平成18年6月に制定された「バリアフリー新法(高齢者、障がいのある人等の移動等の円滑化の促進に関する法律)」などを踏まえて、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に立った「やさしいまちづくり」を進めていくことが必要です。

アンケート調査によると、外出先で不便や困難を感じる場所は、「駅」(24.5%)、「バス停」(15.2%)、「医療機関」(12.7%)と答える人が最も多くなっています。

今後とも、「中間市都市計画マスタープラン」に基づき、公共施設等のバリアフリー化を進めることが必要です。

外出先で不便や困難を感じる場所



【今後の方針】

- 公共施設など障がいのある人が円滑に利用できるよう市民の理解と協力を要請しながら、障がい者用多機能トイレ(オストメイト対応含む)の設置や利用者に配慮したバリアフリー化を進め人にやさしいまちづくりをめざします。
- 窓口業務を行う施設については、利用者により一層配慮したバリアフリー化を目指した整備を推進します。

(2)住宅環境の整備

1) 住宅環境の整備

【現状と課題】

障がいのある人が、不便を感じることなく日常生活を送れるよう、障がいの状況等に配慮した住まいのバリアフリー化を推進する必要があります。

本市では、介助を必要とする障がいのある人などが生活しやすいように住宅を改修するための助成事業として「住宅改修費助成事業」があります。

今後は、在宅での生活を支援するため、住宅のバリアフリー化や手すり・スロープ等の日常生活用具給付事業の周知及び内容の充実を図ることが必要です。

【今後の方針】

- 市営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の市営住宅の建て替えに伴うバリアフリー化改修を促進し、障がいのある人向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。
- 障がいのある人への生活情報の提供、生活設計支援などをもとに生活の場の改善に努め、住環境の整備について引き続き国・県に要請します。

基本指針5 保健・医療の充実

(1)障がいの原因となる疾病の予防・治療

1) 早期発見・早期治療

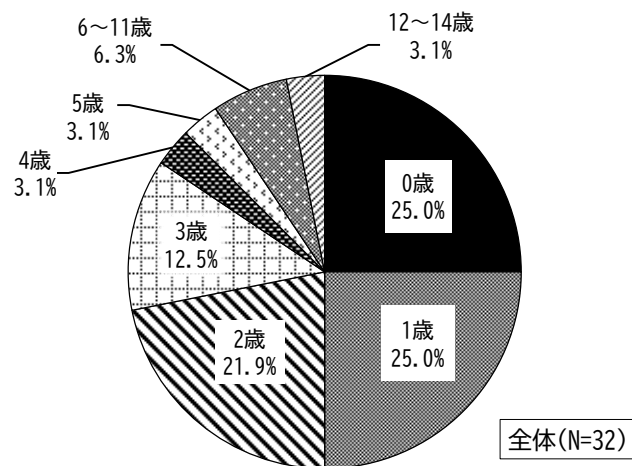
【現状と課題】

障がいの早期発見・早期治療及びその予防は、障がいのある人の保健・医療施策の要ともいわれています。

アンケート調査によると、発達の遅れに気が付いた年齢は、「0歳」(25.0%)、「1歳」(25.0%)の早い時期に集中しています(回答者数 32 人)。

今後、早期発見・早期対応を図るためには、各年齢段階における各種健診等で心身の状態に問題があった人を、医療・療育・相談など、その後の支援につなげる体制を整備することが必要です。加えて、少子化、核家族化に対応した育児サポートや医師、臨床心理士など専門職の安定的な確保などについて、関係機関を交えた検討も必要です。

発達の遅れに気づいた年齢（18 歳未満）



【今後の方針】

- すべての妊婦や乳幼児が、適切な時期に健康診査を受診するよう促すことにより、健康で安全な出産のための関係機関とのネットワークやきめ細やかな支援体制を確立し切れ目のない支援を行います。特に、健診未受診者には、養育支援が必要な者が多く、関係機関との連携を密にし、健診受診他、継続的な支援体制の確立に努めます。

- 若・高年妊産婦、未熟児など支援が必要な親については、関係機関とのネットワークやきめ細やかな支援体制を確立することにより訪問指導などの支援・指導体制の充実を図ります。また、未熟児等のハイリスク者は治療管理中で健診受診を含め、地域での早期養育・療育支援に努めます。
- 発達面に気がかりな点がある人を把握した後は、関係機関と連携を図り、適切な療育・指導が受けられるよう支援を行うなど、障がいの早期支援・早期療育に努めます。特に、支援が受入れにくい人についての継続支援に努めます。
- 障がいの原因となる生活習慣病等の早期発見、発症予防と重症化予防については、「中間市健康増進計画」に基づき推進します。

2) 正しい知識の普及

【現状と課題】

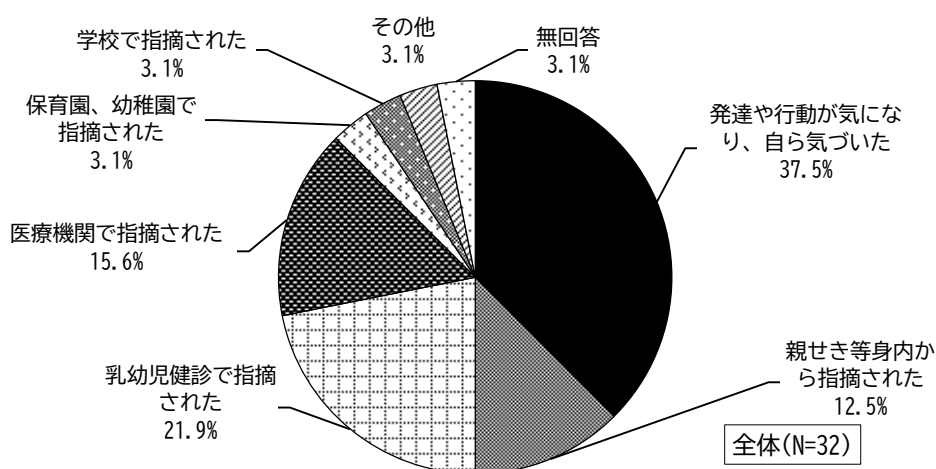
障がいは、出産前後や乳幼児期に、各種健診、保育所・幼稚園や学校など日常生活の場における気付きによって分かる場合があります。

アンケート調査によると、発達の遅れに気がついたきっかけは、「発達や行動が気になり、自ら気づいた」(37.5%)、「乳幼児健診で指摘された」(21.9%)と答える人が多くなっています(回答者数 32 人)。

本市では、発達障がいに関するパンフレットやチラシを配布することで、保護者などに対して正しい知識の提供を行っています。また、これらに関わる職員の意識を高めるため、保育所などで開催されている専門職による研修会に参加し、自己知識の向上に心掛けています。

今後も、障がいに対する正しい知識の普及に向け、地域社会への情報発信が求められます。

発達の遅れに気づいたきっかけ (18 歳未満)



【今後の方針】

- 出産前から乳幼児期に発生する障がいを予防するため、思春期の子どもやその保護者、妊産婦とその配偶者、乳幼児の保護者に対して、妊娠・出産・育児に関する健康教室の開催などによる知識の普及や保健指導を行います。
- 子育て支援センター、療育支援施設等との連携を密にするとともに、広汎性発達障がい・難病・高次脳機能障がいなどの研修会に参加し、障がい等に関する正しい知識の普及に努めます。
- 難治性疾患や外傷また、それによる障がいの原因については、医療機関等関係機関との連携を図り、各種教室や相談等の場で予防法や治療に関する知識を普及することで、差別・偏見や不安の解消に努めます。

(2)障がいに対する適切な保健・医療サービス

1) 各種サービスの充実

【現状と課題】

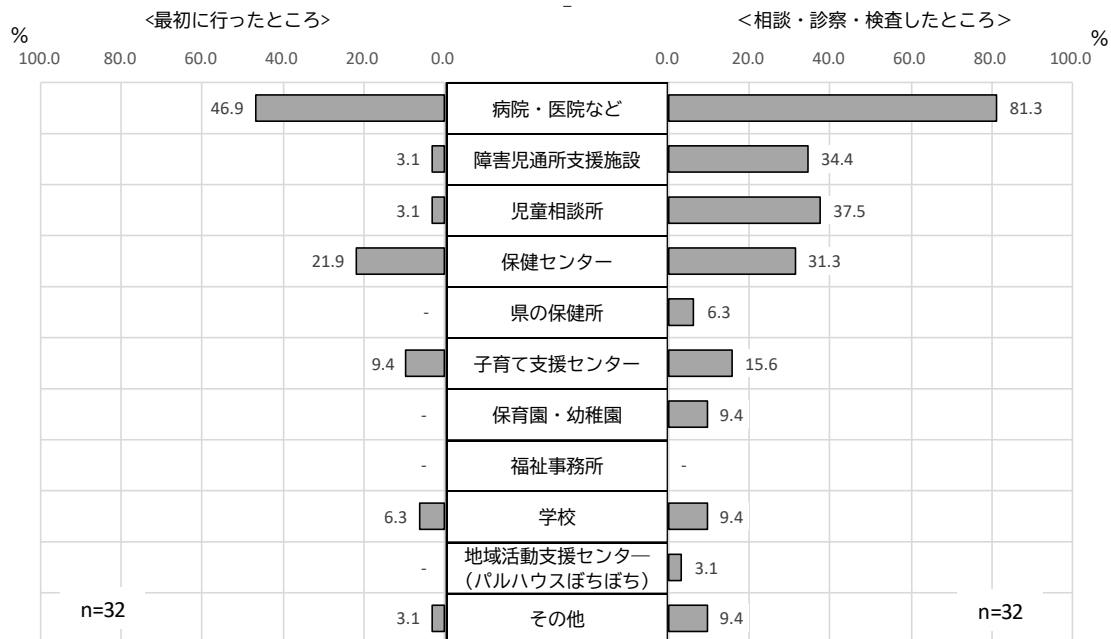
障がいのある人に対する保健・医療サービスには、自立支援医療などをはじめとする、障がいの原因となっている疾病そのものの治療・軽減を図るためのものなどがあります。

アンケート調査によると、発達の遅れについて最初に相談、診察を求めた先は、身体障害者・療育手帳所持者とも「病院・医院など」と答える人が中心ですが、相談・診察・検査を求めた先は「病院・医院など」に加え、様々な機関が挙げられています。

適切な保健・医療サービスを提供するためには、「いつでも」、「どこでも」安心してサービスが受けられる体制の整備が不可欠です。

今後も、保健・医療や福祉などの機関による連携のとれた一体的サービスが提供できる体制をつくる必要があります。

発達の遅れについて相談、診察を求めた先（最初に行ったところ）、
診察を求めた先（相談・診察・検査したところ）（18歳未満）



【今後の方針】

- 自立支援医療(育成医療、更生医療、精神通院医療)、重度障がい者医療などの公費負担制度の普及と円滑かつ適切な実施に努めます。

- 保健・福祉・介護・医療サービスのそれぞれの内容は一人ひとり異なるため、地域の組織も含めた関係機関との更なる連携を図り、総合的な相談体制を充実させるほか専門機関につなぐなど効果的なサービス提供に努めます。

2) 機能回復訓練事業の充実

【現状と課題】

自立支援医療等の活用による機能回復はもちろんのこと、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど地域の保健医療体制の整備は重要です。

そのため、障がいの程度に応じた専門的な相談や治療が必要な場合に備え、医療機関との協力支援体制を充実させることが必要です。

【今後の方針】

- 障がいのある人の生活などの質の向上をめざし、「ハピネスなかま」のトレーニング室、和室で実施するヨガ教室などを利用した機能回復訓練を推進します。
- 機能回復訓練の充実のために、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門職員の確保に努めるとともに、医療機関との協力体制を推進します。
- 視覚障がいのある人のための「生活訓練事業」(歩行訓練、点字指導など)の周知など窓口での案内等を積極的に行うことにより自立と社会参加の促進を図ります。

(3)精神保健施策の充実

1) 精神保健施策の充実

【現状と課題】

近年、社会が複雑化し、価値観や人間関係等が急激に変化する中、うつ病など心の病気を患う精神障がいのある人が年々増加しており、こころの健康の重要性が高まっています。

このため精神障がいのある方への医療の提供・支援を可能な限り地域において行うとともに、入院中の精神障がいのある人の早期退院(入院期間の短縮)及び地域移行を推進し、いわゆる社会的入院を解消するため、精神障がいのある人が地域で生活できるよう正しい理解を促進し、支援体制や社会資源を整備していく必要があります。

【今後の方針】

- 講演会や広報等を通じて、精神障がいに関する正しい知識の普及を図ります。
- ひきこもりや思春期の心の問題など、近年多様化する心の健康問題に対応した精神障がい者施策の実施を目指します。

- 相談支援体制の整備やボランティアの育成など、精神障がいのある人の地域移行、社会復帰又は社会参加を支援するための取組みを実施します。

基本指針6 生活支援のための環境づくり

(1) 相談支援体制の構築

1) 相談場所の確保

【現状と課題】

障がいのある人が、自ら選択した場所で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を送るためには、「障がい者相談員」や「障害者相談支援事業所」の活動など地域における相談支援体制の充実が欠かせません。

地域生活支援事業として運営する「障害者相談支援事業所」は、障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、関係機関と連携を図りながら、必要な情報の提供、権利擁護のための必要な援助等や、障害福祉サービスの利用支援も行っています。

今後も、障害者地域活動支援センターパルハウスぼちぼちにおける相談支援体制のさらなる充実を図る必要があります。

【今後の方針】

- 地域の相談窓口となる身体障害者相談員や知的障害者相談員の利用を呼びかけ、障害者相談員の活動内容を民生委員や自治会等にも紹介しながら、市民への周知を図ります。
- 障害者地域活動支援センターパルハウスぼちぼちや宗像・遠賀保健福祉環境事務所等の専門機関と連携を図り、効果的な事業展開を検討します。
- 地域における相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センター」の令和8年度末までの設置を検討します。

2) 人材の育成

【現状と課題】

障がいの重度・重複化、障がいのある人の高齢化等が進展する中、障がいのある人に対するきめ細かな対応を図るための人材育成は不可欠です。

現在、本市及び関係機関には保健師、作業療法士、理学療法士、管理栄養士などの専門職を配置しています。同様に、精神障がいと深く関わる「こころの健康づくり」の研修会を市役所、各地区公民館、各地区の民生委員・児童委員や医療専門職などを対象に行っています。

今後も、多様化する障がいのある人のニーズに対応するために、専門職の育成と適正配置を進める必要があります。

【今後の方針】

- 本市における各種専門職の育成と人材確保を通じて、地域保健対策の推進を図ります。
- 身体障害者相談員や知的障害者相談員を対象とした相談員研修会への参加を促し、資質の向上を図ります。

(2)多様なサービスの提供

1) 訪問・通所系サービスの充実

【現状と課題】

施設入所者等の地域生活への移行を促進するためには、在宅サービスや日中活動、日常生活の支援の充実を図るとともに、地域の中に障がいのある人の住まいの場(グループホーム等)を確保し、あわせて、障がいのある人の外出を支援し、社会参加を促すための取組みを推進する必要があります。

今後も、利用者とその家族への周知徹底を図りながら、障がいのある人の環境に応じた自立支援となるサービスの提供が必要です。

【今後の方針】

- 介護給付、訓練等給付、自立支援医療や相談支援などのサービスの提供にあたっては、会合等を通じ相談支援専門員等との連携を強化し、利用者にあったサービス内容を提供できるように努めます。
- 障がいのある人のニーズ等に応じて、訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護、同行援護等)や日中活動系サービス(生活介護、就労継続支援等)の支援を充実します。
- 居住系サービス(グループホーム)の充実を図り、入所者の地域移行を推進します。

2) 福祉用具の普及と利用促進

【現状と課題】

障がいのある人の日常生活における利便性を高め、介護者の負担を軽減するため、福祉用具の利用促進を図ってきました。具体的には、障害者総合支援法に基づき、車いす、補聴器などの補装具費の支給や特殊寝台、ストーマ装具などの日常生活用具の給付を行っています。

今後も、障がいのある人のより一層の社会参加を推進するため、福祉用具の利用に関わる相談や指導が必要です。

【今後の方針】

- 福祉用具の利用は、障がいのある人の自立、社会参加の可能性を高めるとともに、介護者の介護の労力の軽減にもつながります。このため、補装具費の支給や日常

生活用具の給付を行い、障がいのある人の日常生活の利便性を図ります。また、重度障がい者による福祉用具の活用事例を紹介し、利用促進をめざすとともに、補装具費の給付条件などの緩和を引き続き国と県に要望します。同様に、障がいのある人の社会参加等をより推進していくため福岡県障がい者更生相談所等と連携を図り、利用者に合った適切な福祉用具等が確保できるよう努めます。

3) その他サービスの充実

【現状と課題】

平成24年6月に成立した「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」(平成25年4月施行)により、本市でも障がい者就労施設等が供給する物品及び役務を調達するようになりました。

今後も、就労支援施設との連携を図り、物品及び役務の調達を推進します。

【今後の方針】

○障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設における物品及び役務の利用について、積極的に調達の推進を図ります。

(3) 経済的負担の軽減

1) 経済的負担の軽減

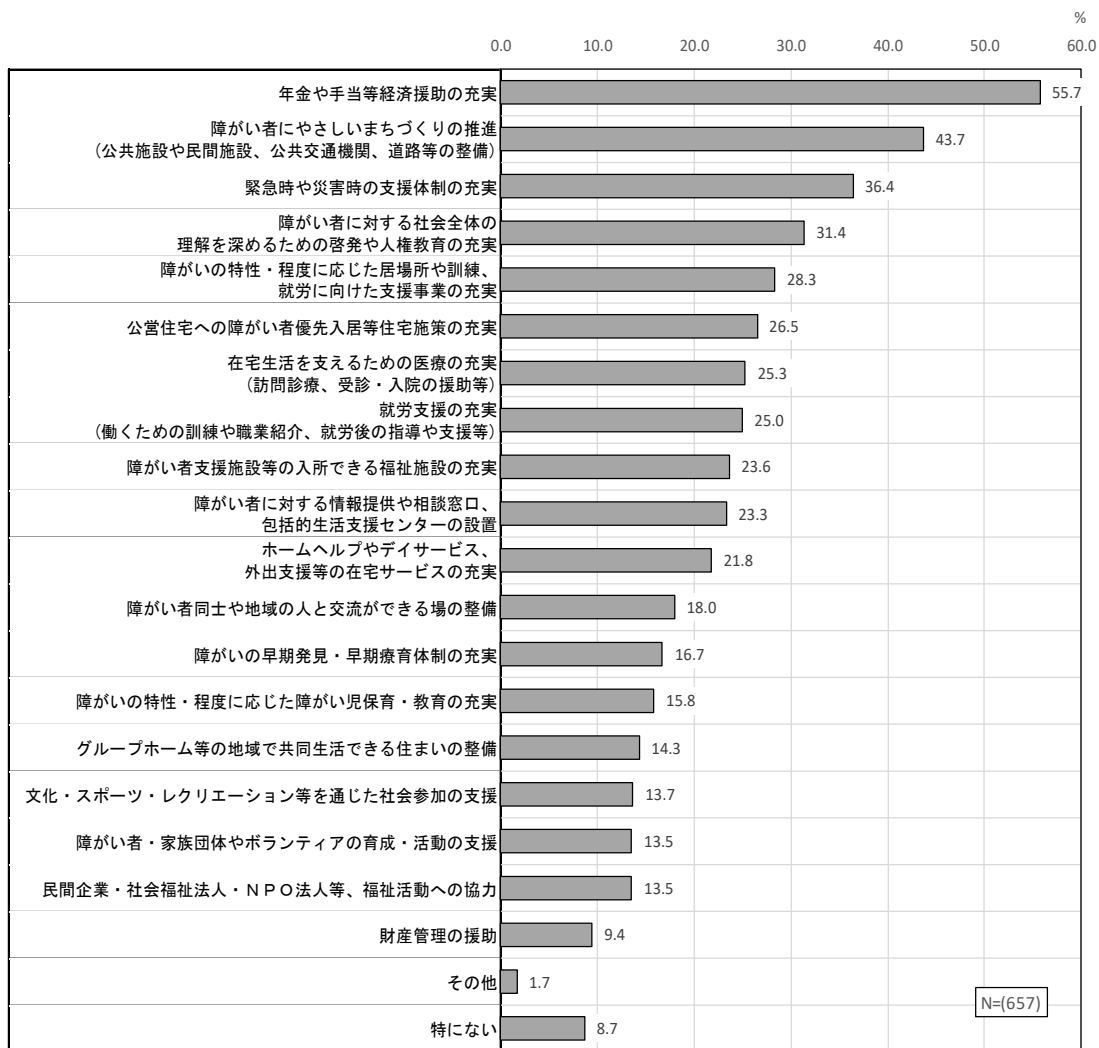
【現状と課題】

障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。このため雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がいのある人の経済的自立を支援する取り組みが必要です。

アンケート調査によると、障がい者福祉のために行政に充実してほしいこととして、いずれの手帳所持者とも「年金や手当等経済援助の充実」を望む割合は最も高くなっています。

今後も、雇用・就業の促進に関する施策や公的年金、各種手当など、障がいのある人に対する所得保障制度については、その内容の周知を図る必要があります。

障がい者（児）福祉のために、行政に充実してほしいこと



【今後の方針】

- 年金の制度や手続きについての理解を促すため、広報紙等による周知を図ります。
- 障がいのある人などの自立生活を支援するため、生活福祉資金貸付制度など融資制度の周知を図り、重度障がい者の医療について、引き続き関係機関に対して医療費助成制度を充実するよう要請します。
- 障がいのある人の生活安定を図るため、心身障害者扶養共済制度の周知に努め、加入を促進します。

(4)コミュニケーション支援

1) 情報アクセシビリティの向上

【現状と課題】

情報の取得・利用におけるバリアフリー化は、障がいのある人が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠であり、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが求められています。

今後は、障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報提供を充実することが必要です。

【今後の方針】

- 市のホームページを活用し、障害福祉サービスや事業内容等について、障がいの特性に関わらず情報提供の充実を図ります。
- ボランティア団体等による市広報紙の音訳や点訳を行うことにより、情報のバリアフリー化を推進します。
- 音声コード等のICTを活用し、市の情報を特に視覚障がいのある人に対し、情報のバリアフリー化を推進します。

基本指針7 安全・安心対策

(1)防災・防犯対策の推進

1) 防災対策の推進

【現状と課題】

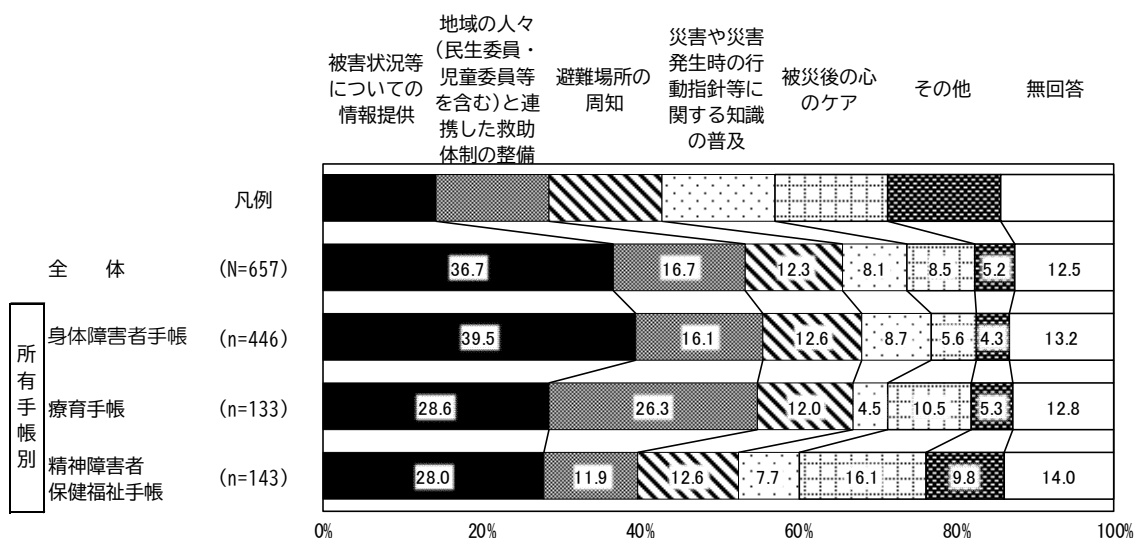
障がいのある人が地域社会において安心して生活するためには、障がいの特性に配慮した支援策を講じ、災害や犯罪による被害の未然防止を図る必要があります。

具体的には、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がいの特性に配慮した適切な情報保障や避難支援、福祉避難所(福祉避難スペース)を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取り組みを推進することが重要です。また、障がいのある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取り組みも必要です。

アンケート調査によると、災害発生時に行政に力を入れてほしいことは、身体障害者・療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者のいずれも「被害状況等についての情報提供」の割合が最も高くなっています。療育手帳所持者では「地域の人々と連携した救助体制の整備」の割合が他の層と比べ高くなっています。

今後は、障がいのある人等に対する防災意識の普及を図るとともに、防災機器の準備、防災マニュアルの作成等を進める必要があります。

災害発生時に（発生時に備えて）行政に力を入れてほしいこと



【今後の方針】

- 自主防災組織、ボランティア組織などと連携を図りながら、防災に関する知識の普及や啓発、研修会の実施等により、自助、共助の必要性について理解を深めてもらうよう努めます。
- 防災に関する講演会の開催や防災マニュアルを配布するとともにハザードマップ更新時に情報面も更新し防災意識の向上をめざします。
- 食料、生活必需品、防災資機材などの備蓄・管理体制の充実に努めます。また、防災行政無線の更新を検討するとともに、災害時に必要な情報が確実に伝わるよう、災害伝達手段の多様化に努めます。
- 緊急時に即応できるよう、行政、関係機関・団体が協力し災害発生を想定した中間市総合避難訓練の実施を推進します。
- 各自主防災組織や関係機関等と連携しながら、個別計画の作成をします。また、中間市要援護者支援プラン全体計画についても見直しを行います。
- 避難所等に関する情報を見直し、ハザードマップやホームページ等を、よりわかりやすい内容に更新して周知を図ります。

2) 防犯対策の推進

【現状と課題】

障がいのある人が地域社会において安心して生活するためには、防犯体制が適切に講じられていることが重要です。また、犯罪等が多様化する中において、社会的弱者である障がいのある人が犯罪の対象となることも十分考える必要があります。

そのため、障がいのある人が犯罪に巻き込まれることがないような施策を推進する必要があります。

【今後の方針】

- 地域住民、自治会、PTA、ボランティア組織などと連携を図りながら、防犯に関する知識の普及や啓発、研修会の実施等により、共助の必要性について理解を深めてもらうよう努めます。
- 防犯に関する講演会の開催や、パンフレットの配布などを行い、防犯意識の向上をめざします。
- 防犯活動の活性化、防犯環境の整備、自治会を通じたみまわり隊員の募集等に努め、犯罪が起こらない街づくりを推進します。

基本指針8 行政サービス等における配慮

(1) 行政職員における障がいのある人への理解の促進

1) 行政職員における障がいのある人への理解の促進

【現状と課題】

障害者差別解消法では、「行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がいのある人の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がいのある人の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。」と規定しています。

「社会的障壁の除去についての必要かつ合理的配慮」とは、障がいのある人が日常生活や社会生活において受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的な障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、特定の障がいのある人に対し、個別の状況に応じて講じられるべき措置とされています。

そのため、障がいのある人の権利利益を侵害することがないように、合理的な配慮を実施することが必要です。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がいのある人への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行うことが必要です。

【今後の方針】

- 職員研修においては、障がい及び障がいのある人への理解促進を図るため、今後さらに障がいのある人に関する研修の充実に努めます。
- 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がいの種別に応じた社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

(2)選挙等における配慮

1) 選挙等における配慮

【現状と課題】

平成 23 年の障害者基本法の改正により、「国及び地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより行われる選挙、国民審査又は投票において、障がいのある人が円滑に投票できるようにするため、投票所の施設又は設備の整備その他必要な施策を講じなければならない。」と選挙等における配慮を規定しています。

そのため、引き続きこのような施策を講じることが必要です。

【今後の方針】

- 期日前投票所については、必要に応じて移動に困難な障がいのある人等が投票しやすい環境を整えます。また、点字投票のための点字器の配備など、バリアフリー環境の向上を図ります。
- 投票所については、スロープ設置による段差解消など、障がいのある人等に配慮した投票所のバリアフリー化に努めます。また、点字投票のための点字器の配備など、バリアフリー環境の向上を図ります。
- 選挙情報等に関しては、障がいの特性に配慮した音声コード等による提供に努めます。